

第 217 回統計委員会 議事録

1 日 時 令和 7 年 5 月 16 日（金） 15:02～15:53

2 場 所 総務省第二庁舎 7 階大会議室及び Web 会議

3 出席者

【委 員】

椿 広計、津谷 典子、會田 雅人、清原 慶子、久我 尚子、佐藤 香、菅 幹雄、
富田 敬子、樫 浩一、福田 慎一、松村 圭一

【臨時委員】

宮川 幸三

【幹事等】

総務省政策統括官（統計制度担当）、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、
内閣府経済社会総合研究所次長、内閣府大臣官房政策立案総括審議官、
経済産業省大臣官房調査統計グループ長、日本銀行調査統計局参事役、
東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

統計委員会担当室：谷本室長、田村次長

政策統括官（統計制度担当）：山田総務省大臣官房審議官

重里統計企画管理官

栗原統計品質管理推進室参事官

4 議 事

- (1) 諮問第193号「経済産業省生産動態統計調査の変更について」
- (2) 諮問第194号「経済産業省企業活動基本調査の変更について」
- (3) 部会の審議状況について
- (4) 令和 8 年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議について

5 議事録

○椿委員長 それでは、定刻を少し過ぎましたので、ただ今から第217回統計委員会を開催いたします。本日もよろしくお願いいたします。

本日は、二村委員が御欠席です。また、白塚委員が所用のため途中から出席と伺っております。あと、福田先生、もうすぐ入られるかと承知しているところです。どうぞよろしくお願いいたします。

本日も会議の時間を短くするため、事務局による議事と資料の説明は省略とさせていただきます。本日の議事は、議事次第のとおり、諮問等を予定しております。

○谷本総務省統計委員会担当室長 本日も事務局にてウェブ画面上に資料を投映いたします。つきましては、委員の方々、説明者及び質疑対応者の皆様におかれましては、御発言の際には必ず資料名、ページ番号、これを冒頭にお示しいただくようお願いいたします。

また、御質問される方、御回答される方、双方におかれましては、御発言の際には、冒頭、御自身のお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。スムーズな委員会運営に向けて何とぞ御理解のほどよろしくお願いいたします。

○樫委員長 それでは、早速議事に入ります。諮問第193号、経済産業省生産動態統計調査の変更について、総務省政策統括官室から御説明よろしくお願い申し上げます。

○植松総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室統計審査官（経済統計担当） 経済統計担当統計審査官です。資料1－1、(参考)、1－2に基づいて説明させていただきます。

今回、資料1－1の下に参考をつけております。こちらは、後ほど御説明しますが、「経済産業省生産動態統計調査における統一基準の見直しについてという資料」で、これも御審議いただきたい対象になります。

1－2は、諮問の申請資料になりますが、こちらの調査は、109種類の調査票がありますので、非常に厚い資料になっております。御了承ください。

それでは、資料1－1に基づいて説明させていただきます。まず、調査の概要です。こちら後ほどの説明に関係する部分を中心に説明させていただければと思います。こちらの調査は、鉱工業生産の動態を明らかにすることであり、調査対象の範囲としては、①にあります鉱産物あるいは工業品のうち特定の品目、大体1,600品目とのことです。

この枠の中の一番下に赤字の部分があり、調査品目の選定等についての、統一的な見直し基準というものを設けております。これが先ほど御案内させていただいた参考の統一基準というものです。

左下に調査系統・方法がありますが、こちらは令和元年の調査で大きな見直しがあり、現在はこういう形で実施されております。

右のほうに、公表の期日があります。こちらの調査は、月次の調査であり、速報、確報、それから年報という形で公表が分かれております。

それでは、次のページを御覧ください。経済産業省生産動態統計調査につきましては、毎月のデータですので、中ほどにある経済動向、あるいはそういったものを把握するための統計として、例えば、I I P及びQ Eの基礎データ、あるいは産業連関表の基礎データとして、加工統計に活用されております。

民間分野におきまして、業界団体が、業界ごとに統計が分かるということで、各種判断をされていて、そういったような利活用がされております。

3ページ目をお願いいたします。今回の変更の内容です。大きく分けて3つあります。まず、冒頭申し上げましたが、統一基準の見直しというものが1点目。集計事項の見直しを計画しているものが2点目です。調査品目あるいは調査方法の変更などが、その他の変

更ということで3点目です。

順を追って御説明させていただきます。4ページ目を御覧ください。本調査は非常に多くの品目を調査しております。品目については、毎年見直しがされておりますが、変化に対応して的確に把握することが求められており、平成13年に統一基準を設けまして、当時の統計審議会において諮問が行われ、「適当」ということになっております。これ以降、統一基準に基づいた見直しは、諮問を要さない軽微案件として処理させていただいております。

統一基準は、これまで2回見直しされております。現行の統一基準につきましては、こういったものが定められているかということ、調査事項で5項目、それから調査品目、後ほど触れますが、品目を入れる基準のようなものです。それから、対象範囲ということで、代表性について考慮した範囲を定めています。それから調査票という項目が定められておりまして、後ほどの参考のほうに書いてあります。

それから、次のページを御覧ください。統一基準の今回の見直しについて記載されております。実は製造業、鉱工業に関しましては、前回、平成27年に統一基準の見直しがされて以降もGDPに対する比率が下がってきているということで、調査対象あるいは品目の数が減ってきている状況です。

現状の統一基準につきましては、これに基づいて新規を入れたり、あるいは廃止したりということをやっているわけですが、特に新規品目の追加につきましては、要件が厳しいものになっているところ、こういった鉱工業の低下に見合ったものと言えるかが厳しくなっており、より現状の実態に見合った統一基準に見直すことを計画しております。

今回、統一基準の見直しを御審議いただくことになりますが、統一基準につきましては、以前、平成25年に統一基準見直しに当たっての基本的考え方という、一番下に記載されているものに基づいて統一基準を見直しており、今回もこれを踏襲した形で、より具体的に見直していくイメージです。

変更点の概要について、新規品目の選定基準ですが、従来が「1,000億円」以上の年間出荷額があり、調査が可能なものが基準でしたが、こちらを今回「500億円」に基準を下げて、より新規のものを広めに取りたいという趣旨です。

変更理由のところには赤字がありますが、対象外品目にするものにつきましては、従来から「100億円」で、今回は見直しを予定していないということです。

品目の取り方につきましては、従来は日本標準産業分類の変更に対応することになっておりますが、生産物分類が設けられておりますので、それを追記した形になります。

6ページ目の集計事項の見直しを御覧ください。経済産業省では、利用者側のデータ加工、利便性、あるいは統計作成に係る公表ミスの減少を図る観点で、先ほど速報、確報、年報と申し上げましたが、これらの公表様式の統一化を計画しているということです。

次のページを御覧ください。現行が上にあり、変更（案）が下にあります。現行、速報、確報、年報というふうに並んでおりますが、薄黄色の網かけがかかっているところが今回見直しを予定しているものです。こちらを見直して、この下の変更（案）の形に変えていきたいという内容です。この様式を速報、確報、年報を通じて使っていくとする見直しで

す。

1 ページ戻っていただきまして、集計様式の変更ですが、実は調査計画上の記載につきましては、ユーザーに対し確実に公表しなければいけないことを決めているものであり、こちらの集計表のうち、一部の項目が調査計画に掲載されています。

掲載されている内容につきましては、資料 1－2 の 5 ページ目に載っております。今回の見直しは、速報、確報、年報を通じた見直しですが、調査計画上に記載されているのは速報部分であり、アンダーラインのところが今回見直しが行われるものです。

先ほどのページで一部、網かけがかかっていたもので、集計様式から落とすものがあります。ここに注意書きがあります。2 行目は、表章をやめようとしている計画で、例えば年の合計は参考値であり、調査計画に上乘せして公表されていたため、特に年報につきましては、調査計画というより、参考値の見直しということになっております。

このような状況も踏まえまして、年報につきましては、令和 6 年分ということで、来月の公表分から公表の変更を適用していきたいということです。

ただ、委員会におきましては、様式の統一化自体は年報も含みますが、利用者への御対応といったところが主要な論点かと思いますので、先生方に御議論いただいて、議論も踏まえた、年報部分も含めた対応をいただくことで考えております。

それでは、8 ページ目のその他の見直しです。2 つあり、1 つ目が調査品目の内容変更です。これも資料 1－2 の 68 ページ目に調査票がありますが、こちらは、原付に関しまして、新たな排出ガス規制が適用されるので、それに応じて調査品目をこの表のとおり見直したいとのことです。従来、変更前は、50 ミリリットル以下、あるいは 125 ミリリットル以下で基準が引かれていたものについて、左の形に見直していきたいというものです。制度が変わっているため、先ほど申し上げた統一基準上の扱いということで言いますと、定義変更に該当するものです。

最後の見直しの（2）ですが、こちらは電磁的記録による提出の廃止で、CD－R あるいは DVD について、最近、提出の実績が見られないため、実態に合わせるべく削除、とのこと。

最後のページを御覧ください。前回の答申が令和元年 5 月であり、対応状況についてまとめたものです。前回の諮問において 3 点、今後の課題が掲げられております。令和 3 年 9 月の統計委員会で、答申の今後の課題について、統計委員会において既に御報告いただいております。対応については、既にされているという御評価をいただいております。

今後の課題のうち、②の部分、将来的な母集団名簿の整備について引き続き検討となっております。工業統計調査が見直しされて、経済構造実態調査に包摂されたところ、従来は、工業統計調査を使って生産動態統計調査の名簿を整備していたものをどのように検討していくかという内容であり、今回、令和 6 年に経済センサス－活動調査の名簿を用いたことがありますし、経済構造実態調査を実施してからしばらくたっております。そういったものについて活用したものを、有用性の検証等を行って、本調査の名簿整備も行うことになっております。

総務省からの説明は以上です。

○樫委員長 御説明ありがとうございました。

本件は産業統計部会に付託し、詳細については同部会で審議いただくことといたします。

それでは、ただ今の御説明につきまして何か質問などあれば、よろしくお願い申し上げます。

福田先生、恐縮です。福田先生、よろしくお願いいたします。

○福田委員 GDPにも役立つ統計をいつもつくっていただいて、本当にありがとうございます。非常に重要な統計ですので、見直しをやっていただきたいと思います。

1点だけ分かりませんでした。電磁的な提出の廃止ということで、CDとか、そういうものの提出の廃止はいいのではないかと思います。オンライン調査みたいな形の流れというのはどうなっているのか、少しだけ教えていただけると助かります。

○樫委員長 それでは、経済産業省のほうでよろしくお願いいたします。

○田村経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室室長 経済産業省、田村と申します。よろしくお願いいたします。

御質問ありがとうございます。生産動態統計調査におけるオンライン調査の回収に関してですが、引き続き紙の調査票の提出、及びオンライン調査によります報告の提出という形の、2通りの報告を継続して実施してまいる予定です。

○福田委員 そちらは、オンラインもそれなりには使われているということでしょうか。

○田村経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室室長 そのとおりです。

○福田委員 分かりました。ありがとうございます。流れとしては、そちらの方向に行くのが自然だと思いますので、紙の調査というよりは、そちらの方向にいろいろ工夫していただいて、より効率的な調査をしていただければと思います。

○樫委員長 どうもありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、私のほうからコメントさせていただきます。

経済産業省生産動態統計調査は、鉱工業指数やGDPなどの作成に用いられる基礎データとして、大変重要な基幹統計調査です。

今回の申請では、調査品目の採用に関する基準を引き下げるなどの、いわゆる統一基準の見直しを行うほか、速報の集計事項の変更などを計画しています。これにより、鉱工業に関する生産活動をよりの確に把握しつつ、ユーザーにとって利用しやすい統計となるよう、部会において丁寧な御審議を行っていただければと思うところです。

樫部会長はじめ、産業統計部会に所属の委員の皆様、御審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、次の議事に移ります。次の議事も諮問となります。諮問第194号、経済産業省企業活動基本調査の変更について、これにつきましても、総務省政策統括官室から御説明よろしくお願いいたします。

○植松総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室統計審査官（経済統計担当） 経済統計担当統計審査官室です。よろしくお願いいたします。

資料は、2-1と2-2です。資料2-1を中心に御説明させていただければと思いま

す。

まず、経済産業省企業活動基本調査の概要です。これも後ほど触れる部分中心に説明させていただきます。

調査対象が、従業員50人以上資本金の一定規模以上の企業ということで、業種が一部の指定業種ということになっております。

それから、調査の周期につきましては、毎年、基準期日が原則6月1日、経理項目は決算期末時点となります。

右側の結果の公表については、速報、確報がそれぞれ実施期間終了後、一定の期日後に公表と書かれております。

利活用状況は資料のとおりです。

次のページを御覧ください。今回の変更の概要、中心のところを申し上げます。令和8年の調査から、経済産業省企業活動基本調査に、経済産業省の一般統計調査である海外事業活動基本調査を統合していこうという計画です。この2調査は、併せて利活用されることも多いということで、このような背景になっているかと思えます。

この2つの調査の現行計画ですが、例えば、赤いところ、経済産業省企業活動基本調査、こちらは先ほどの一定規模以上になりますが、こちらは変更されないということです。対して、右側の青いほうの海外事業活動基本調査は、毎年の調査ですが、現地法人調査票というもので、これは一定規模以上出資する外国法人が対象となります。ここに米印で書いてありますが、対象が日本の企業であり、そこが出資している外国の法人を調べる内容の調査です。これを統合後はこちらの海外現地法人調査票という形で組み込んで、定義も経済産業省企業活動基本調査とずれている部分を合わせて、調査事項を定めて調べていこうという計画です。

次のページを御覧いただければと思います。今のような変更内容をより詳細に書いていたり、あるいは、ほかの事項も入れておりますが、まず1点目、こういった企業活動、グローバル化ということがあります。海外展開、やはり実態を把握するということが目的になってまいります。令和8年の調査から、先ほど申し上げたような一定規模以上の議決権を有する海外現地法人の実態に関する調査事項を追加していこうということで、下のほうに構成（案）が出ております。この赤い部分が、今回追加しようとするものです。

こちらの調査は、例えば、海外現地法人の概要や出資の状況、あるいは雇用の状況や費用が調査されております。これを組み込んでいこうというものです。

上のほうの2ポツ目です。経済構造実態調査と同時実施されていまして、先ほど御覧いただいたように基準日が6月1日現在となっていたところ、今回は単独実施すること、従来の調査であった3月31日現在に変更するという内容です。

3点目ですが、現地法人調査票を追加すること、報告者負担が増えていることを考慮し、調査票の提出期限を、現在の6月下旬から7月中旬まで後ろに倒すということです。ただ、公表期日は従来の期日を維持していく計画です。

4ページ目を御覧いただければと思います。調査方法の変更ですが、2つあります。まず、1点目が、令和8年調査から企業調査支援事業、こちらの活用と、2点目が科学技術

研究調査あるいは経済構造実態調査からのデータ移送を取りやめるというものです。

まず、1点目の企業調査支援事業の活用の取りやめですが、従来は、経済統計への影響が大きい上場企業につきましては、こういった企業調査支援事業の対象として、ほかの調査と併せて実施していました。変更後につきましては、本調査独自のサポート体制を構築いたしまして、4万5,000企業全てについて、報告者の回答支援を実施していくという方向で見直したいというものです。

2点目は、科学技術研究調査と経済構造実態調査からのデータ移送の取りやめです。現在、移送しているわけですが、移送後にその内容について疑義がある場合は報告者に確認をしており、調査票回収後からかなり時点が過ぎてからの疑義照会になっています。そこで、疑義照会を早めにやりたいということで、科学技術研究調査と経済構造実態調査につきましては、ここにある項目で比較的項目が少ないことから、この2つの調査からのデータ移送を取りやめるというものです。

ただ、こちらにあります法人企業統計調査、財務省の基幹統計調査ですが、こちらのほうは引き続き37項目ということで、データ移送を継続するということです。

それでは、5ページ目を御覧ください。前回答申の今後の課題への対応状況です。こちらの経緯は、令和4年調査で見直しを行ったときに、調査票上の一部の誘導に誤りがあったことから、その対応を改めるために再度諮問を行い、御審議いただいたときの課題です。

課題は幾つかありますが、まず、1つ目につきましては、誤誘導のようなものを防ぐ観点で、調査の企画段階における調査票フロー等の事前確認の徹底が指摘されております。

こちらについての対応状況には幾つかあります。例えば1ポツ目にありますとおり、回答フローの確認をやっており、2ポツ目にありますが、実際に報告いただいている企業、あるいは有識者の御意見等々を踏まえて、調査票の注意書きを加えて、よりの確に御回答いただけるように工夫をされているということです。

2点目は、電子調査票の改善等々です。こちらは、電子調査票のほうがエラーを起こしにくい面がありますので、回答率向上や電子調査票の改善に取り組むために、「対応状況」にありますとおり、各企業にヒアリングを実施したり、有識者に御意見をいただいたりして、例えば電子調査票の工夫を行ったり、あるいはエラーチェック機能を組み込んだり等の工夫がされております。

6ページ目です。課題3ということで、調査事項の見直しで、要は誤誘導が起きたのが「国際取引の有無」という項目だったわけですが、報告者負担もそれなりにあるということもあり、設問の在り方あるいは調査票の見直し、それから、もう少し中長期的にも見直していったほうがいいのではないという御指摘です。

こちらの対応状況については、こちらにありますとおり、右側の図を見ていただいたほうが分かりやすいかと思います。例えば、取引状況の注意書き欄を上のほうに移したり、あるいは追記も加えたり、今後も、毎年いろいろと見ていただいているということで、毎年の回答に特に変動が少ないような項目については、プレプリントの導入も検討されているということで、今後の課題への対応は継続して進められていると承知しております。

説明は以上でございます。審議のほどよろしくお願いいたします。

○樁委員長 御説明ありがとうございました。

本件はサービス統計・企業統計部会に付託し、詳細については同部会で審議いただくことといたします。

それでは、ただ今の御説明につきまして、何か質問などあれば、よろしくお願い申し上げます。よろしいでしょうか。

それでは、私からコメントさせていただきます。

経済産業省企業活動基本調査は、企業の事業活動の多角化や国際化、企業間ネットワークの形成など、多様な経済活動の実態を把握するもので、行政のみならず、大学や研究機関など、幅広く活用される重要な調査と承知しております。

今回の申請では、いわゆる海外現地法人に関する調査事項というものを追加するということで、ユーザー側からすると、より詳細な分析が可能となるということが期待されますが、一方で、企業側からすると、報告者負担の大幅な増加が懸念されるものと考えます。このため、部会におきまして、今回の変更による影響について、丁寧に御審議を進めていただければと思います。

菅部会長をはじめ、サービス統計・企業統計部会に所属の委員の先生方、審議のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、次の議事に移らせていただきます。次は部会の審議状況についてです。

サービス統計・企業統計部会での経済センサス - 活動調査及び個人企業経済調査の変更に関する審議状況につきまして、部会長の菅先生から御報告よろしくお願い申し上げます。

○菅委員 それでは、経済センサス - 活動調査及び個人企業経済調査の変更に関する部会での審議状況について御報告いたします。

資料3を御覧ください。本件につきましては、3月の統計委員会で諮問された後、サービス統計・企業統計部会で審議を進めておりますが、先月の統計委員会で第1回部会の審議状況を御報告した後、5月2日に第2回の部会を開催しました。第2回の部会では、第1回の部会の審議において整理・報告等が求められた事項に関する調査実施者からの報告と、調査計画の変更に関する残りの論点について審議し、最後に答申案の取りまとめの方向性について審議いたしました。

まず、前回部会の審議において整理・報告等が求められた事項について御報告いたします。前回の部会では、「1 経済センサス - 活動調査の変更」の「(1) 調査事項の変更」の「ウ その他の調査事項の見直し」に関して、委員から、事業所における管理・補助的業務か否かへの回答と売上高に関する回答とで矛盾が生じた場合の判断基準の明確化などについて御意見をいただきました。

これにつきまして、調査実施者からは、管理・補助的業務に回答のある事業所を直ちに管理・補助的業務に格付することは想定しておらず、審査を経て必要に応じて報告者に確認した上で格付を行うとの回答がありました。

なお、この説明に対して委員からは、管理・補助的業務に関わる活動の適切な把握を行うため、今回の調査で回答に矛盾が生じるケースや判断に迷うケースなどの情報を蓄積してほしい。管理・補助的業務に関する情報は今後のSUT推計に重要と考えられることか

ら、次回の調査に向けて今回の調査の結果の検証ができないかといった御意見がありました。

また、前回部会では、「(2) 調査方法の変更」の「ウ 報告方法の見直し」に関しまして、委員から、ネットワーク型産業における共同企業体の有無などについて、事後的に検証できないかといった御意見をいただきました。

これについて調査実施者からは、共同企業体が保有する事業所に関する調査方法の変更は、前回調査で判明した記入者負担の問題を改善するためのものであり、今回の調査において、調査上の混乱が生じないように可能な限り努めるとともに、実施状況について適切に把握していくとの回答があり、了承しました。

次に、変更事項の審議状況について御報告いたします。4月の統計委員会では「(3) 集計事項の変更」まで御報告しておりますので、ここでは「(4) 公表時期の変更」から御報告いたします。

「(4) 公表時期の変更」では、産業横断的集計（確報）の公表時期を3か月前倒しし、製造業を除く他の産業別集計結果と合わせて、令和10年3月に公表するとの変更計画について、公表を後ろ倒しする集計区分に関する利活用上の影響や、前倒しする集計区分における集計プロセスの妥当性を中心に審議しました。

その結果、一部の集計区分の公表の後ろ倒しにつきましては利活用上の支障は小さく、確報集計の公表の前倒しについても、事務の効率化等により実現可能であり、今回の変更は利用者の利便性の向上に資することから、「適当」と整理しました。

次に、「2 個人企業経済調査における本調査との同時実施用調査票の変更について」です。経済センサス - 活動調査の調査事項の変更に伴い、同時実施用の調査票においても同様の変更を行うこととしております。これにつきましては、調査事項の変更が適切に反映されているため、「適当」と整理いたしました。

続きまして、「3 経済センサス - 活動調査に関する前回答申の「今後の課題」への対応状況」につきましては、4月の委員会で御報告いたしましたので説明は省略し、「4 経済センサス - 活動調査に関する第Ⅳ期基本計画への対応状況について」です。これにつきましては、調査実施者から、総務省の産業連関表作成担当との調査名簿の共有や、推計関係各所の要望を踏まえた調査品目の設定といった、これまでの対応状況について御説明があり、調査実施者の対応は「適当」と整理しております。

続きまして、「個人企業経済調査に関する前回答申の「今後の課題」への対応状況について」です。これにつきましては、調査実施者から、経済構造実態調査の調査事項を踏まえ、現行の調査事項で問題ないことが確認されたこと、民間委託後も実査上の支障はなく、結果への影響がないこと、公表の早期化が実現しているとの説明があり、調査実施者の対応は「適当」と整理しております。

最後に、今回の調査計画の変更内容について一通り審議を終えましたことから、答申案の取りまとめの方向性について審議をいたしました。

ここでは、口頭で簡単に結果を御説明させていただきます。今回の変更につきましては、内容について特段の問題はなく、経済センサス - 活動調査、個人企業経済調査共に承認し

て差し支えないとの方向性で答申案を取りまとめることを確認いたしました。

なお、これまでの部会審議において、前回調査との変更点を利用者へ分かりやすく周知する取組や、オンライン先行回答方式について報告者の理解を得るための取組が望まれること、管理・補助的業務に関して、本社事業所の的確な把握が重要であることといった御指摘がありました。

これらの審議結果を踏まえまして、最終的な答申案の内容につきましては、次回、今月21日の第3回部会において取りまとめる予定です。

私からの御説明は以上のとおりです。

○樫委員長 御報告ありがとうございました。

それでは、ただ今の菅先生の御報告につきまして、何か御質問などあれば、よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、私からコメントさせていただきたいと思います。

第1回、第2回の部会を通して、今回諮問された変更事項について、一通りの審議を終え、次回部会において答申案が審議されるものと理解いたしました。

また、答申案の取りまとめの方向性の審議においては、今回の調査対象の変更については「おおむね適当」との方向で整理がなされるとともに、オンライン先行回答方式の導入に伴う報告者の理解を得るための取組の必要性や、ただ今あったように、本社事業所の経済活動の的確な把握が重要であるとの御指摘があったところです。

いずれも、今後の答申の取りまとめに際して非常に重要な御指摘と存じますので、部会長の菅先生をはじめ、サービス統計・企業統計部会に所属の委員の先生方におかれましては、引き続き部会での御審議、よろしくお願い申し上げます。

それでは、最後の議事に移らせていただきます。最後の議題は、令和8年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議についてです。

統計リソースの重点的な配分に関する建議は、次年度における統計行政の重要課題推進のため、統計委員会として予算などを重点的に配分すべきと考える分野を提示するものです。第Ⅳ期公的統計基本計画の取組期間中においては、今回で3回目の建議となります。

今回、私の方で事務局と相談させていただきまして、資料4のとおり、統計リソースの重点的な配分に関する建議に向けた検討メモを用意させていただきました。統計リソースの確保のためには、毎年度継続的に各府省から予算要求をしてもらい、統計委員会としてもそれを後押し・サポートすることが何よりも重要であることは委員の皆様も認識を一にしているところと思います。

そうした考え方に立って検討メモを作成させていただきましたので、本件、事務局から説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○栗原総務省政策統括官（統計制度担当）付統計品質管理推進室参事官 事務局の担当参事官の栗原と申します。よろしくお願いいたします。

令和8年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議についてです。先ほど委員長からも御説明いただきましたとおり、本建議は、次年度における統計行政の重要課題推進のため、統計委員会として予算などを重点的に配分すべきと考えられる分野を提示す

るものです。

委員長からもお言葉をいただきましたとおり、統計リソースにつきましては、毎年度、継続的に各府省から予算要求などをしていただきまして、統計委員会としても、それを後押し・サポートするということが何よりも重要であるということは、先ほど委員長からもお言葉がありましたが、事務局が申し上げるのは僭越ですが、委員の皆様方も認識を一つにしているところだと思っているところです。

また、今年度は、御存じのとおり、第Ⅳ期基本計画の3年目ということで、ちょうど計画期間の折り返しのタイミングを迎えるところですので、引き続き基本計画に盛り込まれている各府省の取組を後押し・サポートするという当委員会のスタンスや軸というのは変わらないと考えているところです。

これを踏まえまして、昨年の建議と同様に、基本計画で示された5つの基本的な視点に沿って、柱立てを整理いたしました。従って、構成も同様の形になっており、柱立てと、それに伴う具体的な例示を記載させていただくという形で整理させていただきました。

資料の下半分の丸のところに行きますと、各例示につきましても、基本計画の具体化のために引き続きのリソースが必要と考えられる事項を中心に選定するとともに、取組の進捗に応じたアップデートや、深掘りなどが求められている事項についても記載しております。

また、これらの事項の記載に当たっては、並行して各府省に照会といたしますか、現時点で来年度以降の予算要求などを検討しているものについて取材などをしており、事務局としても、各府省の取組を後押し・サポートするという観点から、ある程度要求が見込まれるものを入れ込んだ例示案とさせていただいているところです。

具体的には、それぞれの項目を簡潔に御説明申し上げますと、引き続き要求が見込まれる「社会経済の変化に的確に対応する公的統計の整備」の各項目ですが、これは前年度と同様、引き続きの例示ということになっております。

2番目の「統計の国際比較可能性の向上」ですが、最初の黒丸につきましては、既に御承知のとおり、今年の3月に新たな国際基準が国連委員会で採択されたことを踏まえまして、「新たな国際基準の速やかな実装」といった文言にアップデートさせていただいております。

また、3つ目の丸につきましては、これは昨年度に委員の方々から御指摘をいただきました国際貢献、国際統計人材の育成というのを踏まえまして、当初の骨子案段階から盛り込んだ記載とさせていただいております。

また、3番目の「統計データの利活用促進」につきましても、これも同様、昨年度に御指摘賜りました、統計データを活用したEBPMの推進を担う人材育成といった、今年度以降も是非継続して取り組んでいただきたいと思う事項につきましても引き続き記載しているところです。

4番目、5番目につきましては、引き続きの例示は記載を維持しつつ、若干の文言などの整理を行ったところです。

5つの柱は不変でありまして、それがゆえに、ややもすると新たな事項が少ないように

見受けられるところもあるかもしれませんが、何よりも基本計画で盛り込まれた取組を着実に実施し、そのためには、こうした取組が大切ということを繰り返しメッセージとして発信していくことが大切であるということから、こうした記載とさせていただいたところ です。

事務局からの説明は以上です。

○樫委員長 説明ありがとうございました。

それでは、ただ今の御説明につきまして、何か御意見などあれば、よろしくお願い申し上げます。

清原先生、よろしくお願いします。

○清原委員 ありがとうございます。清原です。御説明をいただきまして、まさに第Ⅳ期基本計画に基づいて、引き続き重要と思われるところをしっかりと位置づけるとともに、昨年、私が提案して付加していただいた「国際貢献、国際統計人材の育成」や、「新たな国際基準の速やかな実装」といった時点修正もしていただいているので、この項目（統計の国際比較可能性の向上）が本当に重要であるということを再確認させていただきました。

特にデジタル部会の部会長としては、引き続き「経済のデジタル化の把握」ですとか、「デジタル技術や多様な情報源の活用等による正確かつ効率的な統計作成」を重視していくということが重要と思っておりますので、今回の構成案は適切と思います。

そこで、先ほど各府省庁へのヒアリングなどもしていただいているということで、項目としては重要なものは網羅されていると思いますが、特に重点を来年度以降置かなければいけないところを強調するためにも、やはり総務省の統計部門の充実に加えて、今行っている各府省庁のヒアリングを踏まえた現実の課題に沿って、強調すべきところを強調するような内容にしていくことが望ましいと考えています。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。ありがとうございます。

○樫委員長 御意見ありがとうございます。まさに強調すべきところを、めり張りをつけた予算要求が実現して、そのサポートができればと思っているところです。どうもありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

富田先生、よろしくお願いいたします。

○富田委員 富田です。どうぞよろしくお願いいたします。

私の方から1点、マイナーなコメントといいますか、お願いを申し上げたいと思います。

今、御説明の中にありました、「国際比較可能性の向上」のところですが、2番目に「SDGグローバル指標の整備」とあります。SDGsに関しましては、日本ではかなり広域な分野の方から関心を寄せていただいて、いろいろな取組がなされています。しかし、SDGsそのものは、実は時限的な試みでありまして、目標達成年が2030年と、期間が限られております。つまり、あと5年しか、残された時間はございません。

国連といたしましては、これから総括の段階に移行してまいります。この15年間に何が成し遂げられたのか、もしくは成し遂げられなかったのか、こういった総括的な評価の段

階に移ってまいります。

そこで、改めて各国から提供される統計というのは、SDGsの評価をする上で非常に重要なリソースになりますので、是非あと残った時間が5年しかないということを念頭に、整備を迅速に進めていただければとお願いする次第です。

私の方からは以上です。

○樫委員長 富田先生、ありがとうございました。SDGsの指標に関しては、残された期間を考えると、非常に迅速に整備を、ある意味で完成して評価に移らなければならないというようなことかと思いました。是非その点は念頭に置いて、むしろ各府省、これに関係する府省の概算要求の中で、そういうことをきちんと織り込んでいただいて、我々がサポートできるような形になればと思います。どうもありがとうございます。

ほかいかがでしょう。よろしいでしょうか。

それでは、リソース建議につきましては、本日、清原先生あるいは富田先生から大変貴重な意見を頂戴いたしました。これに関しては、各府省がどのような概算要求を行うかという動向をヒアリングいただいているところですが、これも踏まえて、引き続き、私と事務局で相談しながら、今月下旬をめどに具体的な内容を盛り込んだ建議案を作成して、統計委員会の委員の先生方全員に対してメールにて確認、あるいは御意見を頂戴したいと考えているところです。

昨年にも、やはり委員の先生方が人材育成ということに関してかなり意見を頂戴したこともありましたので、是非確認などの際には御意見を頂戴できればと思うところです。

その上で、来月の統計委員会におきまして、委員の先生方の御意見を踏まえた建議案に沿って審議を行いまして、建議を決議させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

どうもありがとうございました。それでは、本日用意しました議題は以上となります。本日の議事録は、委員の先生方に確認をいただいた上で、統計委員会運営規則第5条の規定に基づき、議事録は委員会に報告するものとされているため、ホームページに公開の形に代えさせていただきます。

それでは、次回の委員会の日程につきまして、事務局から連絡をよろしくお願いします。

○谷本総務省統計委員会担当室長 本日も御審議ありがとうございました。次回の委員会の日程は調整中ですので、また日時・場所につきましては、別途御連絡申し上げます。

事務局からは以上です。

○樫委員長 それでは、以上をもちまして、第217回統計委員会を終了いたします。本日もどうもありがとうございました。